

協議会だより

全国学童保育連絡協議会 定期総会を開催

二〇二五年一〇月二日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、東京都文京区内で二〇二五年度（二〇二五年一〇月からの一年間）の定期総会を開催しました（オンライン併用）。

総会では、二〇二四年度の活動報告、決算報告が行われ、会計監査報告を受けた後、いずれも確認されました。つづいて、「学童保育をめぐる現状と課題」を確認し、今年度の活動方針と予算が承認されました。今年度の活動方針の「私たちの重点課題」は、つぎの五点です（二〇二六年一月号でくわしく紹介する予定です）。

学童保育と地域社会の実現をめざします。

②国の施策や学童保育をめぐる情勢から課題を明らかにし、学童保育の目的・役割を果たすことができる制度への拡充を求めます。

③学童保育を必要とする子どもが全員学童保育に入ることができ、保護者が安心して子どもを託すことができるよう必要な整備を求めます。

④学童保育の目的・役割を果たすことと指導員の職業および社会的地位の確立をすすめるために、一日八時間、週四〇時間勤務程度の常勤職員による専任・複数体制の必要性を訴えます。指導員の確保・定着にむけた方策を研究、提言していきます。

あわせて、保育の質の向上にむけた取り組みをすすめます。

⑤子ども・保護者・指導員が置かれ

ている現状や課題をもとに、保護者会・地域連絡協議会、指導員会組織、全国連協の役割を確かめ、組織強化を図るとともに『日本の学童はいく』の普及拡大に取り組みます。

なお、総会で選出された今年度の役員はつぎのとおりです。

◆会長 戸塚丈夫（三多摩・保護者・再）

◆副会長 飛鳥井祐貴（神奈川・指導員・再）、出射雅子（京都・保護者・再）、小野さとみ（三多摩・指導員・再）、角野いずみ（岡山・指導員・再）、賀屋哲男（愛知・専従職員・再）、小平善幸（長崎・保護者・再）、佐藤正美（埼玉・指導員・再）、重木奈穂美（石川・指導員・再）、曾田和徳（兵庫・保護者・再）、西田隆良（埼玉・保護者・再）、平井西（神奈川・指導員・再）、森岡恵治（大阪・指導員・新）、門田弘之（岩手・指導員・再）

◆事務局長 高橋誠（東京・指導員・再）

◆事務局次長 佐藤愛子（職員・再）

学童保育指導員の専門性を高めるために

全国連協は、一九九九年に指導員『テキスト 指導員の仕事』を自らの言葉でまとめ、以降、そのときどきの状況に応じて複数回、資料の追加・差し替えを含めた改訂を行ってきました。

また、二〇一九年には「学童保育指導員の倫理綱領（案）」「提言 高等教育機関における『学童保育士』養成課程の設置について」を作成しています。

さらに、二〇二〇年六月に「提言 私たちが求める学童保育の設置・運営基準」学童保育の保育指針（案）をまとめ、二〇二二年九月にはこの改訂版を作成して、国と地方自治体に学童保育の最低基準をつくることを求めてきました。

子どもや保護者に直接関わり、命を守り、そのふるまいや行動、価値観に影響を与える指導員には、「人権の尊重」「虐待の禁止」「信頼関係の構築」など、保育を進める際

に守るべき倫理を明確にして順守することが不可欠です（倫理綱領は「制限」ではなく、「支え」であり、専門職としての柱となるものだと考えます）。

全国連協では会の発足以来、指導員は、専門的な知識や技能を備えることが必要な職として、国家資格化とそれにともなった処遇の実現を求めています。

そして、「資格」を得ること＝事業の対象となる人々（子ども・保護者）に大きな責務を負うこと「資格の取得は、仕事をすすめるうえであくまでも入り口であること」「指導員の資質と力量を高めるためには自己研鑽と現任研修が必要であること」などを前提に、二〇〇三年に「学童保育指導員の研修科目（試案）」を作成し、これを二〇二五年に整理しなおして「新・学童保育指導員の研修科目（試案）」を作成しました。

このたび、「提言 高等教育機関における『学童保育士』養成課程の

設置について」と「新・学童保育指導員の研修科目（試案）」を冊子『学童保育指導員の専門性を高めるために』にまとめ、刊行することになりました（A4判六四ページ、頒価八〇〇円）。

学童保育指導員の創造的な生活づくりを保障していく、子どもたちがいきいきと通ってこられる、保護者が安心して子どもを託せるなど、これまで全国連協がめざしてきた学童保育をつくっていくため、ぜひ地域や職場での取り組みの参考にして下さい。

「こども性暴力防止法施行準備検討会」中間とりまとめ

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（通称「こども性暴力防止法」）が二〇二四年に成立しました。

こども家庭庁は二〇二五年四月から、「こども性暴力防止法」の下位法令にあたるガイドライン（施

行期日は二〇二六年二月二十五日）を策定するために、「こども性暴力防止法施行準備検討会」（以下、検討会）を開催しています。この会議には、全国連協も、オプザーバーとして参加しており、二〇二五年七月には全国連協へのヒアリングがありました（本誌二〇二五年九月号「協議会だより」参照）。

全国連協は、こども性暴力防止にあたっては、「子どもの権利」「人権」「尊厳」を大前提においたものであってほしいと考えています。

学童保育では、年齢の異なる子どもが多く時間を集団で過ごしています。身体や心の成長や発達、知識や習熟度も異なり、ときには意見の相違など、指導員と子ども、子ども同士のさまざまな関わりがあります。

そのことをふまえて子どもと関わるうえで、気持ちや心身の状態を考えて言葉を選ぶ、タイミングを見計らうなど、知識や経験に裏づけ

られた瞬時の判断が求められますし、これらが成り立つためにも、遊びや生活のなかで、「自分自身を大切にすること」「命を大切にすること」「自分らしく生きること（いやだ）」と言ったことも含めて「子どもたちに伝えていくことが大切です」。

指導員の一人ひとりの子どもへの理解や関わりは、学童保育の場や雰囲気が大きく作用します。性的な事柄をからかいの対象にしないという指導員の姿勢は、性暴力の予防につながるものと考えます。

こうした現場の状況もふまえて、私たちは、折々に「子どもの権利」「人権」「尊厳」について学びを深めてきました。

* * *

二〇二五年九月二日、第七回の検討会が行われ、中間とりまとめがなされました。今後、こちらの制度の骨格として、年内のガイドライン作成などに向けて検討をつづけていく予定のことです。